

逓信委員會議録 第七号

昭和三十一年二月十六日(木曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 松前 重義君
理事 秋田 大助君 理事 小泉 純也君
理事 早稲田 柳右三郎君 理事 松井 政吉君
理事 森本 靖君

川崎末五郎君 竹内 俊吉君
濱地 文平君 松浦周太郎君
山本 利壽君 佐々木更三君
志村 茂治君 杉山元治郎君
八木 昇君

出席國務大臣

郵政大臣 村上 勇君

出席政府委員

郵政事務次官 上林山榮吉君

委員外の出席者

郵政事務官(大臣官房電氣通信監理官) 松田 英一君
専門員 吉田 弘苗君

二月十五日

当日に特定郵便局設置の請願(草野一郎平君紹介)(第六〇三号)

上前木に無集配郵便局設置の請願(内海安吉君紹介)(第六〇四号)

公衆電氣通信法等の一部改正に関する請願(中村梅吉君紹介)(第六四三号)

仕七川郵便局存置に関する請願(小泉純也君紹介)(第六四四号)

小規模郵便局制度改革に関する請願(佐竹晴記君紹介)(第六四五号)

向鎌田郵便局開設の請願(助川良平君紹介)(第六八一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

小委員及び小委員長の選任
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)

○松前委員長 これより會議を開きます。

前回の委員會において、その選任につき委員長一任となっており、電波及び放送に関する小委員会の小委員及び小委員長をたゞいまより指名いたします。電波及び放送に関する小委員として

愛知 揆一君 秋田 大助君
小泉 純也君 竹内 俊吉君
早稲田 柳右三郎君 原 茂君
松井 政吉君 森本 靖君
八木 昇君 橋本登三郎君

○松前委員長 次に電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、審査を進めます。

この際、松田電氣通信監理官より細目説明を求めます。松田電氣通信監理官。

○松田説明員 御指名によりまして、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案の細目につきまして、各条ごとに簡単に御説明を申し上げます。

第一条は、加入申し込みの場合の負担を定めている規定でございます。これはこの法律の期限がことしの三月三十一日で切れますので、先般大臣から御説明申し上げましたような理由によりまして、五年間これを延長するということでございます。加入申し込みの場合の負担を三十六年三月三十一日まで延ばすということが、改正の内容でございます。

第二条につきましては、これは負担金の返還の規定でございます。今度の法律の改正によりまして、加入電話の種類の変更の場合の規定が加わりましたので、それに対応いたしました。従来の規定に付加して、その場合加入電話の種類の変更に伴って、あるいは負担金を追徴いたしました場合、その初めの加入のときに納めた負担金と、それから加入電話の種類の変更のときに納めた追加の金と、その合計額を返す。それに対して差し引く方も、従来はそういう必要はなかったのですが、今度加入電話の種類の変更によりまして、途中で公社から加入者へ支払う場合がございますので、その支払ったものは差し引いて返すという内容にいたしました。変更をしたわけでございます。

第三条は戦災電話の復旧の場合の負担でございます。それは内容として、現在法律の期間を五年間延ばしたことに伴って、五年間その負担の規定を延ばすという内容であります。

第四條は同じく復旧された戦災電話につきましての返還の規定でございます。これも第二条の場合と同様に、加入電話の種類の変更の場合の規定が加わりましたために、そのために納めた金を合計して、返す額を計算するという意味の改正でございます。

次に第四條の二でございますが、これは旧電話規則によって受理された加入申し込みにかかる電話の設置の場合の負担の規定でございます。これも五年間この規定を延ばしていくという意味の改正でございます。

次に第四條の三でございますが、これが加入電話の種類の変更の場合の負担等について定めました規定でございます。これは、加入電話の変更をいたしました場合には、変更後の加入電話の種類と同じ種類の電話の加入申し込みをした場合に支払うべき額、つまり共同から単独に変わったという場合に、単独として納めなければならない負担金の額、その額から共同でありましたその電話の種類をそのときに申し込んだと考へましたときに納めなければならない負担金の額を引きまして、その差額を納めていただくという内容でございます。ただその場合に、幾たびかこういうような加入電話の種類の変更があったというのを考えますと、そのときにこの規定によって追加して納めた負担金の額というものの合計を考え、ていきまして、同時にまた第四條の四

によりまして、ある場合には加入電話の種類の変更のときに返還をする場合がございまして、その返還をする額を引き、それとどちらか納めていただく大きい額を引き、その残りを納めていただくという規定になっておるわけでありまして。

それから第一項の規定は、負担金の方の規定でございます。第三項は債券の引き受けに関する規定でございます。これにつきましては、昭和二十七年十二月三十一日まで加入申し込みの承諾の通知を発したものに付きましては、実は負担金だけが取られておりまして、その間は債券の引き受けの規定はなかったわけであります。債券引き受けは、二十八年の一月一日からそういう債券を負担していただくことになっておりますので、その間に負担金だけを納めた電話につきましては、あとで加入電話の種類の変更の問題が起りましたとき、また債券を新たに負担していただくというところはすべきでないだろうと思つたので、債券につきましては、二十八年一月一日以降の負担金も債券も取られたという加入者に對しましてだけ、債券の方はやはり同様な意味の差引額を納めていただくという規定になっております。

変わった場合には、当然追加して納めなければならぬという場合の規定でございますけれども、第四条の四は、むしろ単独から共同になるというに低い負担金の額を納めることとなる場合には、その差額を、大体差額と考えていいわけでありまして、それを返還するという意味の規定でございます。ただし返還につきましては、その変更の請求に必ずしも通知を要した日前五

年以内にその加入電話の加入者が最初加入電話の申し込みをして負担した額、あるいはまた第四条の三の規定によって加入電話の種類の変更の場合に追加して負担した額、そういうものは五年以内のものではないという建前にしております。これは従来の法律の規定が、最初に納めた負担金を五年たつたあとでは返さないということになっておりますので、その趣旨をずつと貫いたわけでございます。従いましてそこにそういう返さない額があるものから、今まで公社がこの規定によりまして支払いをしていくときには、その支払った額の合計額を差し引きますという返す必要がない。あるいはかえってマイナスの数字が出てくるという場合もございまして、そういう場合には公社も返還をしないということになるわけでございます。

第四条の五の規定は、以上申し上げました加入電話の種類を戦災電話——第三条第一項の規定による支払があった加入電話というものは戦災電話でございますが、その場合に準用する場合の読みかえ規定でございます。その読みかえ規定の内容といたしましては、結局五年以内のものだけ返す。五年たつたら返さないという規定が戦

災電話についてはございせんので、その趣旨に合せたのでございまして。それから第四条の五の第二項は、既設電話と申しますか、第四条の二の旧電話規則によって受理された加入申し込みにかかる加入電話につきまして、その趣旨を適用しました読みかえ規定でございます。

第五条は、構内交換電話の加入申し込みの場合の負担の規定でございます。これはやはり期限を五年間延ばすということがその改正の趣旨でございます。

第五条の二の規定の改正も、構内交換設備の増設等の場合の負担につきまして、五年間延ばすということに基づきまして必然的に起ってくる条文修正の規定でございます。

第五条の三の規定もやはり同様、五年間延ばすということによるだけの改正でございます。

第五条の四の規定は、単に字句の修正、日本電信電話公社とありますのを公社というふうに読みかえていくために起った修正でございます。

また、大体以上がこの法案の各条の趣旨でございます。簡単にございまして、一応御説明を終わります。

○松前委員長 御質疑はありませんか。

○森本委員 この改正案の単独加入から共同加入、これはまたいいいよややこしい条文の並べ方にしたものだと思ひます。これを一々聞いてみても、大臣が満足に回答できぬのじゃないかと思ひます。この条文の内容については先ほど来監理官の方からも説明がありましたけれども、これは一つもう少しわかりやすく、何かデータでも出して——ここにきょう初めて出てきたが、こういうような説明の仕方をしてない、この解釈にはなかなか困難が伴うと思うのです。これはたしに一大臣に聞いていつてみたら、必ず私は詰まると思ふ。そういう法案の提案者が初めからしるまいでちゃんと説明ができるようなややこしい法案の内容に就いては、もう少し具体的に説明ができるような資料を出して、その上において一つ説明願いたいと思ひます。

それからこの電話設備費負担臨時措置法の今度の改正ですが、この改正案の前に、いわゆるこの法律を設定した趣旨というものが、それからこの法律の性格というものが、そういう基本的な問題について、一つはっきりした御答弁を願ひたいと思ふ。と申しますのは、きのうの委員会でも問題になりましたいわゆる負担金と申しますか、納付金と申しますか、この問題に関連してくるわけですが、この法律の基本的な精神と申しますか、それを一つ御説明を願ひたい。

○松田説明員 お答え申し上げます。この負担法は昭和二十六年に制定せられました。そのときの情勢といたしまして、とにかく電話の発達というものは日本では非常におくれている。これに対して急速に電話の設備を拡充していく必要がある。そのためにはどうしても電話の加入者に、加入申し込みをされた場合にある程度の負担をしていただく、その金を拡張の方に使いたいというわけで、一応五年間としてこの法律ができたわけでございまして、そしてその趣旨に従ひまして、昭和二十八年から第一次五カ年計画というものが設定せられて、公社としては鋭意拡充に努めてきたわけでございまして、三十年の末で、ちょうど三年間経過したわけでございまして、相当に電話もふえて参りました。お手元に配ってあります資料にもその状況が大体載っておりますが、一応かなり加入電話もふえましたし、また基礎設備もできておりますので、まだしかし現在の状況をみては、世界各国の例と比べましても、非常に低位にありまして、また現在の加入電話の需要というものと比べましても、毎年新たな需要が加わって参りますために、大体十八万あるいは十九万という電話をつけましても、同じ程度あるいはそれ以上の需要の申し込みがございまして、年度末には大体数十万の電話が積滞として残っていくという状況でございます。これからある程度先の状況を考えましても、当分の状況は続くだろう。その資料はやはりお手元に配ってございまして、そういう状況たたくとわかりますが、そういう状況

におきまして、この三月三十一日で一応この臨時措置法の期限が切れますけれども、きのう大臣からの提案理由の説明のときに申し上げましたように、実際に今後毎年六百億くらいに拡充計画というものを考えていかなければならないところに、自己資金として考えられるものは三百五十億くらいのところを限度であるし、また公募債等によりまして得ます外部資金も、大体今までの実績から考えましてあるいは七十五億、あるいは三十一年度の間にいたしまして八十五億という状況で、思うような額の公募債のワケがなかなか得られません。そういう状況でございますと、大体加入者の方に負担していただきます負担金とか、債券とかの年間の額は、ほぼ百億くらいになるのでございますが、この百億の財源が減るということは、電話の拡充に非常に大きな影響を来しまして、その拡充が縮んでくるということになりまして、電話事業の将来に對しまして非常に不安定であり、また日本の経済の状況にも追いつけない状況になってくるということから、やはりこの当分の間は、加入者の方々にそういう資金を負担していただく必要があるだろうと考へまして、あと五年間この法律を延長していただくことを考へまして、ここに提案をしたわけでございまして、大体の趣旨はそれでございまして。

○森本委員 相当詳しい説明がありましたが、私がお聞きしておるのは、この法律は電話設備費負担臨時措置法という、あくまでも臨時の措置法であるわけですね。そこでその当時電話の普及ということ考へた場合には、やむ

なく、この三月三十一日で一応この臨時措置法の期限が切れますけれども、きのう大臣からの提案理由の説明のときに申し上げましたように、実際に今後毎年六百億くらいに拡充計画というものを考えていかなければならないところに、自己資金として考えられるものは三百五十億くらいのところを限度であるし、また公募債等によりまして得ます外部資金も、大体今までの実績から考えましてあるいは七十五億、あるいは三十一年度の間にいたしまして八十五億という状況で、思うような額の公募債のワケがなかなか得られません。そういう状況でございますと、大体加入者の方に負担していただきます負担金とか、債券とかの年間の額は、ほぼ百億くらいになるのでございますが、この百億の財源が減るということは、電話の拡充に非常に大きな影響を来しまして、その拡充が縮んでくるということになりまして、電話事業の将来に對しまして非常に不安定であり、また日本の経済の状況にも追いつけない状況になってくるということから、やはりこの当分の間は、加入者の方々にそういう資金を負担していただく必要があるだろうと考へまして、あと五年間この法律を延長していただくことを考へまして、ここに提案をしたわけでございまして、大体の趣旨はそれでございまして。

○森本委員 相当詳しい説明がありましたが、私がお聞きしておるのは、この法律は電話設備費負担臨時措置法という、あくまでも臨時の措置法であるわけですね。そこでその当時電話の普及ということ考へた場合には、やむ

を得ずして加入者にこれだけのものを負担せよという越旨で、これはできなわけであつて、それがために時限立法として、一応今年の三月三十一日限りである、それ以降は公社なり、あるいは国が責任を持って、電話の普及についてはやる、とりあえず臨時にこれだけの負担をしてもらいたい、こういう趣旨でこれはできたわけでしょう。

○松田説明員 確かに今森本先生のおっしゃいましたような理由でできたわけですが、電話事業の現状というものは、そのときの状況から若干よくなつておりますが、そのときと根本的に状況が変つていないという状況にあると思ふので、現在においてのいろいろな数字的なデータによりまして考えましたところでは、やはり昭和二十六年の状況と同じように、当分こういう意味の加入者に対する負担をやつていただく必要があるという結論になつたわけでありませう。

○森本委員 ただいま私の言つてゐるのは、二十六年にこの法律を制定したときは、一応その当時の見通しとしては、電話の復旧については五カ年計画を立て、それ以降はこういう負担を加ふ者にしてもらわなくてもかまわぬという精神で、この法律ができたのでしよう。

○松田説明員 昭和二十六年のときには、まだ現実には五カ年計画はできておりませんが、大体そのときの状況から、まず五カ年というのを仮定いたしました、この法律ができたわけでございます。その後二十八年から本格的に五カ年計画を作りまして進めて参つた。その実績と、それから現在におけ

る電話の需要の状況、今後二カ年間、五カ年計画が終つたときとの状況、そういうものも考え合せまして、やはりまだ当分の間はこういう負担をしていただく必要があるという結論になつたわけでありませう。

○森本委員 私の聞いてゐるのは、それはずっと前のことですから、むずかしいかも知れませんが、今の問題を言つてゐるわけではありませう。あなたの今の答弁を聞いてみると、こういうことになる。この法律を制定したときには、あまり具体的な計画も何もなければ、五年間くらい負担をしてもらつたら、そのうちに電話も復旧するであろう、そういう軽い気持ちでやつたという答弁にしかとれぬ。そういうことでは、三月三十一日までこれだけ負担をしてもらへば、日本の電話はこれだけ復旧する、将来については国が責任を持つて行へる、こういう自信のもとにこの法律を制定したといふことを聞いているのです。そうじゃないのでしようか。それともこの法律を制定したときは、五カ年くらいやれば何とかなるだろうという安易な気持ちでやつたのですか。

○松田説明員 実は私、その当時この仕事をやつておりませんでしたので、よくは知らないわけですが、とにかく加入者に対して負担金としていただくといふことは、なるべくならばさうしたくはないのだ、従つて五年間やつてみて、その間に電話の復旧をして、需要をできるだけ補充しよう、そしてある程度目安がつけば、五年間となくされればなくしたいものであると

いう考へだつたのではないかと推測されます。しかし現実にはやつてみて、現在の状況になつてみると、まだとてななくするわけにはいかないという状況だと思ひます。

○松井委員 関連して。あなたの説明はよくわかりませう。現実がそうなつてゐるというところはよくわかるのですけれども、問題はこういうところにあるのです。要するにこの設備負担に関する臨時措置法が出たときには、これによつて大体だけの建設資金が得られる、建設資金がそれだけ得られれば、どれだけの電話サービスが国民にできるか、こういうところを押さえたわけなんです。そうするとそのほかの建設資金をどこに求める、こういうことになつたときは、その当時は政府から預金部資金が出ておつたわけですね。それと公債が出たわけですね。そういう全体の建設資金を含めて、五カ年計画を立てたわけなんです。ところがその建設資金でその通り五カ年間でいけば、この臨時措置法も要らなくなる事態が五年間でくるだろう。これは数字的に見通しを置いたのです。ところが政府の予算の中から預金部資金は削減された。それから公債のワツは減らされた。こういうことになつてきて、五カ年計画の当初計画は変更のやむなきに至つた。経過を説明すれば、こういうことです。それで結局自己資金でまかなうところの建設資金のウエートが大きくなつた。だから、成績は上げておるけれども、当初の五カ年計画は変更のやむなきに至つた。政府は預金部資金はもぎ取つた、公債のワツは減らした、自己資金でやれ、こういうことでやつてきたために、予定

の建設計画がおくられてきた。五年間を七年にしてみたり、六年にしてみたり、あるいは数字を落してみたり、われわれはぜひ数字をいじつてみたのです。数字をいじつた後、当委員会

で全会一致の建設計画の決議もしてゐるのです。その経過を経て今日に至つておるわけなんです。そこで、そういう形で来たが、現実にはこうだから延期をしなければならぬ、こういうことになつてゐる。その経過から見れば、公社の組織の建設資金は、いつの場合でも加入者とか、利用者に負担をさせればいいのだという根本精神が、この法律を再び出さざるを得なくなった考え方になつてゐるのか。コーポレーションにおいて、国民にサービスする企業体の建設資金は、利用者のみに負担させないでいける方法があるならば、その方がよろしいのであつて、そのものの根本的な考え方がある、これをいふに至つた。内容としてどうだ、これを聞いてゐるのです。だから、公共企業体であり、国民全体を利用の対象として、公共性を保持しながらサービスの向上をしていかなければならぬ企業体の建設資金は、どういふ形で求めるのが理想か。公社そのものの企業形態、経営形態から割り出して、郵政省はどう考へてゐるかという基本を説明してくれ、こういうことなんです。その基本について、あなたが自信がなかったら、大臣に説明してもらつて。事務当局はそういう基本的なものはわからぬというなら、これは郵政省であるから、大臣から答弁願ひたい。一体公社組織の建設資金、今の電話関係の建設資金といふものは、どこに求めるのが本筋であるか。それを一つ明らかにしては

しい。

○松田説明員 一応事務的に私の見解を申し述べまして、もし違つておつたり足りないところがございましたら、大臣から答へていただくことにいたします。確かに今おっしゃいましたように公社として電話事業を伸ばしていくために、本来どういふ工合にしてどういふ資金で伸ばしていくかという点は、なかなかむずかしい問題でございます。ことにそれは学者的な理論構成というところだけでは、現実の日本における状態では、その通り動かないといふこともまたやむを得ない状況であると思ふのであります。そこでもちろん前の負担法のときにも、当時の関係者から説明しておりましたように、本来の電話事業というものの性質から考へれば、電話を拡張していくといふことについては、一般の借入金なりあるいは公債なりといふようなもの、それに当然減価償却とかその他の自己資金から生み出されるものは入るわけですが、そういうものと、そういった一般的な借り入れ資本によつて伸ばしていくといふのが筋だろつたことは、当時の関係者からも説明しておりました。私もまことにそうだと思ふのであります。しかし現在の日本の経済あるいは財政といふものは非常に苦しく、なかなか本来思ふような工合に動かないといふのが現状でございます。その意味においては公債といふもの、あるいは借入金といふもの、ある意味では非常に制限をされてくる。国における授産計画といふものがそこにはやはり云々されるもの、そういう国全体の経済状態から生じてくると思ふのでございまして、そういう苦しい

間隙を縫って電話を発達させていかなければならぬのが、われわれの苦しい立場だろと思うのであります。そういう意味で、しかし何としても、とにかく電話がそういう状態だからがまをしようというところは言っておれないのと思ひますので、だからそれによって現実に利益を受け、便益を供される加入者の方々にまあとにかく一部を負担していただいて、それによつてよい電話が広がるということになれば、それは電話事業のためにもなるし、またその加入者のためにもなり、日本経済全体のためでもあるという点から、この前の臨時措置法もできたとと思ひますし、また現在も私もやはりそういう意味で、自分の間は、その状態というものを維持していくことが電話事業のためであり、日本経済のためでもあるだろうというふう

に考へておる次第であります。

○松井委員 そんなことを聞いているのじゃない。問題は、本年度の予算を見て下さい。要するに建設資金が五百五十五億ですか、そのうちで自己資金が三百七十一億でしよう。そうすると外部資金というものは百八十三億でしよう。そのうち公債券が八十五億でしよう。それで、今出ている法律が通るものと見て組んでいる予算は、債券が五十五億でしよう。負担金が四十三億でしよう、これは加入者が負担するわけですね。こういう形で建設資金が組まれているのですよ。そこでたとえ民間の場合だったら、この建設資金というものは自由に民間金融機関との間に、資産その他の担保条件は何でも金を借りてくることのできるのですから、全部自己資金でまかなうでござ

いましょう。民間企業体ならばそうでございましょう。ところがコーポレーションのために、経理財務の自由が認められておられないのですよ。そうでございましょう。そうして経理財務の自由が認められておられないで、自分勝手に建設のための自己資金を利息を払つて単独で、自由に金融機関とつながりをもつて金を借りてきて建設することができない企業体でしよう。そうじゃないですか。そういう場合におけるコーポレーションの建設資金というのは、一体どういう形で集めてくるのが妥当かということになるわけですよ。もしこの加入者に、ただいま言つたように再建建設資金の負担をさせて、政府みずからその建設資金の手伝いを——預金部資金の投融資なりあるいは公債券の手伝いをするなりということをやらないとするならば、これは公社としての性格じゃないのですよ。従つて今の公社の性格、今の公社の経営形態において建設資金を求めるとするならば、要するに臨時的な立法の継続によつて、加入者に負担をさせて建設資金を集めることが、経営形態から見て妥当と考へて、この法律を出したのかというところを聞いています。一体どういう性格のコーポレーションだと考へているのですか、その本質を聞きたい。

○松田説明員 松井先生のおっしゃるところは非常によくわかるのでございしますが、公社というものが非常に公共性が強いために、いわゆる現在の公社の形式がとられていて、ところが一方国というものは、その財政計画が現在の状況において非常に苦しんでいるというこ

と考へ合せますと、確かに問題としては、そういうふうな公共性というものが、公杜形式にしているということに伴つてくる国のこれに対する関連の仕方というものが、そういう財政的に苦しいというふうな状況からくる国のタツチの仕方と矛盾してくるというところがございしますので、場合によつてはそれならもつと民間の方が楽でいいじゃないかということも、同時に問題として考へられてくることになりましては、その公共性から考へまして、どうしても民間でなく、やはり公社のような格好である意味では活動する企業性といひますか、そういうものは取り入れていく必要がある。しかし公共性という点から考へれば、やはり国と密接な関連を持った形態の方がいいというわけで、公社という形が望ましいとされておるわけでございますから、現在の状態のもとにおける日本の経済の苦しさを、国がどう処理していくかという問題にある程度制約されていくというものは、そういう意味で公社の形式をとつた以上いわけやむを得ないじゃないか、その間に何か電話事業としてその間隙を縫つて発展していく道が講ぜられないかということでも苦心極

たんだし結果が、この設備負担金の制度だろと思ひますので、その意味では今のところこれにたよつていくということも、やむを得ないのではないだろうかというふうに考へております。

○松井委員 いや、現在のところやむを得ないのじゃないか、これは大臣からお答え願ひたいのですが、要するに問題はさらに計画を進めなければなら

ない、さらにサービスを向上しなければならぬ、さらに能率を上げなければならぬ、そのためには建設が必要だ、建設資金は五百五十五億で、こうやって内容を打ちあけて出しているけれども、おそらく実際の計画上公社が必要なのは、六百億ほいのでしよう。しかし五百五十五億という予算をもつていかなければならぬ。しかし自己資金としては、これは公社で民間経営ではございせんから、たとえば成績を上げて持つてくる自己資金しかないわけですね。勝手気ままに金融機関から担保を入れて借りてくるという資金は求めることができないという経営形態です。そういうところにコーポレーションと民間との差があつて、そういう場合の建設資金等は、ほんとうをいへば国の財政投融資の關係から出すべきが当然なんです。当然なんですが現状においてできないので、加入者負担にするというのは筋じゃないけれども今出出したという説明ならば、これはまだわかるのです。だから加入者に負担させることは一日も早くやめて、加入者をふやして、公社そのものが政府の厄介にもならず、自己資金で建設のできる態勢が望ましいのだが、公社であるために自己資金等はかせぎ出した金以外に建設資金には回せないのだ、

といつて政府の財政投融資計画その他経済の事情から、政府がこれを背負うことも不可能だ、従つて再度加入者にもう五カ年間負担してもらわなければならぬという説明なら、賛成反対は別だけれども、これはまだ筋が通る。今のよう現状はこうだからしようがないということでは、公社そのものの

性格からいって、この法律案を提出した理由にはならないのですよ。それは、そういう考へ方でこの法律案を出して、この法律に基いて再度五カ年間、年間百億くらいの建設資金を加入者に負担してもらつて、日本の電信電話事業のためにもなるし、同時にそのことが国民へのサービスの向上であるし、ではその資金をどこに求めるかといへばこれ以外に方法はない、これなら賛成反対は別として筋が通ると思ふのだけれども、そういう説明がないと、この法案の審議をするかしないかといふところまでつかえてしまうのです。だからその点は政府の方で提案した理由を明らかに説明してもらうなければならぬ。

○村上國務大臣 大へん松井委員にお骨折りを願つてどうも済まないのですが、松田説明員の説明も理論的にはやはりただいまあなたの御指摘の通りに話しているようであります。私は全く松井さんの御趣旨と同じでありまして、政府ができる限りの財政投融資なり、あるいはまた公債債券等をふやして、でき得れば加入者に負担をかけるないようというものが公社としてのあり方だろうと思ひますが、あなたの御話のような状態でありまして、しばらくの間こういう法律の延長を願つて負担をしていただく。このことが妥当かと申しますと、私は妥当ではないと思ひます。一刻も早く、一年でも早く加入者からこういう負担金を取らないような状態になるように努力したいと思つております。従ひましてこの五年延長についても、私もはで得られれば三年くらいで何とかならないかと考へましたが、現下の情勢ではどうし

ても五年は延長しなければ、国民、い
わゆる加入者に対するサービスもでき
ないだろうというので、かような法案
を提出した次第であります。

○八木(農)委員 ちよと森本委員の
質問に關連して簡単に伺ひたいしま
すが、私もしろうとで詳しいことはわ
かりませんけれども、特に電話加入申
込者に対して電電公社の債券を買わせ
るという措置は、私は実はまことにけ
しからぬ措置だ、こう思っているわけ
です。というのは、こういうことはど
の事業を見てもほとんど例がない。た
とえば電力なら電力の場合に、自分の
ところにモーターを取りつけない、そ
のモーターの取りつけの許可を得るた
めには、電力会社の株券を五万円だけ
買わなければならぬ、こういうことと
類似しておるのであります。しかも電
話というものは電電公社の独占事業に
なっている。従ってそういう独占事業
の有利な点を利して、しかも国家が一
つの権力を背景に、需要者から一種の
恐喝というのですか、そういう形で金
を取り立てておる。非常に露骨に言え
ばそういう格好だと思ふのです。結局
平たく言えば、あなた方電話を引きた
いならばおれのところに金を五万円借
せ、こういうことでしょうか。これは質
問というよりは、意見にわたっており
ますけれども、こういう措置は戦後の
ある一定期間の、ごく暫定的な期間な
らば、あるいはやむを得ないというこ
とが言えるかもしれないが、これが
さらに五六年間も継続される、そして
五六年たった上でもまた模様の見てあ
るいは延ばすかもしれない、これは一
体どういうことであらうかと私は思
うわけ。それでこれをたとえば電力事業

なんか比べてみますと、これは公社
ではなくて民間会社がやっておるにも
かわらず、現在電力を復旧し、しか
し国家的な見地から開発をどんどん促
進しなければならぬという意味で、電
源開発会社あたりには出資金だけで一
千億近く金を最近二カ年半の間に国
が出しておる。しかも年々金融措置で
資金運用部から膨大な金を出してお
る。一切需用者に負担をかけておら
ぬ。この電信電話に關してとられてお
る措置は、そういうのと比べてあまり
にも見劣りがする。戦後非常に急速に
電話の復旧をはかるために資金が要
るとならば、今日の電力問題と比較し
てみてもとるべき措置はあるはずだ、こ
ういふふうには私は思ふ。

そこで伺ひたい点は、先ほど松
井委員の御質問にもありました、こ
れは五カ年間延ばすことになつてお
るのですが、一体五カ年やつた後にな
るのか、あるいはできれば五カ年た
たないでも急速にこういう制度を廃止
する、というお考えに基いておる提案
なのか、そういう点をはっきりしてお
てほしいという事です。

第二の御質問申し上げたい点は、
買ったところの電電公社債券の売買が
行われております。これは無理やりに
買わされておるのだけれども、電電公
社の債券なんか持っておるほど、金
の余裕があるような人は少いわけ
です。そこで額面五万円の債券を買わ
されたが、それを三万五千円あるいは四
万円で他に手放しておる。そこで一部
の金を持っておる方が、これは配当
が何分なのかわかりませんが、それを
買つて専門のブローカー化する。こ

いうふうな不明朗なことが行われて
おるが、こういうふうな点について
いかなる御見解をお持ちになつてお
るか、この二つの点について伺ひたい。

○上林山政府委員 先ほどから松井委
員も指摘された通り、またたいたいま
あなたも指摘された通り、この制度を
永久にやめていくという考え方は公社
の性格からして妥当でないということ
は、大臣の答弁された通りであります
が、私もといたしましては、できるだ
け早く、できるだけ多くの需要者の希
望に應じたいという建前上、暫定措
置としてのこの法案を審議しなければ
ならない羽目に陥つたということを、
すなおに認めて御了解を得たいと思
ておるのでございますが、ただいま御
指摘の債券の売買が行われておるが、
これは不明朗じゃないか、こういう点
については、それぞれ考えようもある
かと思ひますが、これは社債市場に当
然出し得る性質の株でございまして
で、これを現在禁止してないわけ
であります。なおこれに対する補足的
な説明は公社側からしてもらいたい
と思ひますが、そういう意味で御了解
を願ひたいと思つております。決してこ
の制度が最善な方法であるということ
は、どの点から考えても正直のところ
考えておりません。だから五年という
期限を限つておりますが、その途中
において、あるいは三年くらいたつた
後に、法案の条章をごらん下さればわ
かる通り、これはある程度是正し得
る案文になつておる点等も考慮して下
さいますならば、さらに御理解いた
けるのではないかとと思ひます。

○森本委員 それではもとへ戻つて私
の方から質問をしていきますが、まあ
この問題については、あまりいいこと
ではないけれども、電話事業の復旧に
ついては万やむを得ずこういう措置を
していかなければならぬから、御了解
願ひたいというのがあなたの方の答
弁の内容です。それでは今八木委員から
もお話がありましたように、財政投融資
の問題についても私は非常に大きな意
見も持つておりますけれども、ここ
でその問題を論じたところでやむを得
ないと思ひますが、ただ問題は、あま
りいいことではないけれども、やらな
ければならぬという考え方に基いて、
やむを得ずこれをやる、また将来永久
的にやるというのではないということ
も明確になつておるわけですか。とこ
ろが、それは建設勘定において困難な
この電電公社の予算の内容において、
きのう来も論議せられたように、片一
方では固定資産税の振りかわつてきた
ような納付金制度を公然とあなたたち
が認めるというところについては、こ
れはなほ矛盾矛盾した政策であつ
て、どこを突いたところで、継ぎは
だらけの政策であるということしか私
たちには考えられぬわけですか。この辺
の關連について大臣はどうお考えで
か。こういう問題があるからこそ、私
たちはいよいよ電電公社に対する固定資産
税の課税の問題については、前々から
この委員会において大臣にとくと注
意もし、警告もしてきたわけですが、
これはいいことではないけれども、万
やむを得ずやる、一つぜひ御了解願
ひたい。金が足りないからこういうこと
をやりたい。ところがその反面、片一
方では大した金持でないにもかかわ
らず、しかも困つておるにかかわらず、
地方財政の赤字を救つてやらなければ

ならぬという理由によつて、固定資産
税と同じような納付金をとるとする理
屈については、一体大臣はどうお考
えですか。何もかもいかにぬけれども、一
つ御了解願ひます、こういうことでは
か。

○村上国務大臣 納付金の問題につ
きましては、昨日も論議が尽されてお
りますので、これを繰り返すことはむ
だらうと思ひますが、私も森本委員と
同じような考え方で、でき得ればか
ような建設途上にある電電公社に対
して納付金等をかけないで、それを建設
資金の方へ回して少しでも負担を軽く
していく、サービスの面をよくしてい
くというように振りがえていくのが当
然だとも思ひます。しかし翻つて国全
体の財政から、どうもかような措置も
またやむを得ないのだ、国の全体の財
政からやむを得ないことでありまし
て、電電公社の性格からこれを判断し
たし、まず、あなたのお考えと私は
全く同じであります。さういふ意味で
一つ御了解願ひたいと思ひます。

○森本委員 電電公社を監督する立場
にある郵政大臣としては、われわれの
言つてゐることが正しい、こういう
うに考えるけれども、鳩山内閣の一閣
僚として、現在の内閣の政策そのもの
からする場合に、これまたやむを得
ぬ措置である、こう考へる。さうい
ふことになる、結局これは現在の内閣
の政策そのものになつてきて、通信委
員会の分野でございせんけれども、
一応その内閣全体の破綻した今日の経
済政策というものの一つのきざとい
いますか、矛盾というものが、国民大衆
にあまねくサービスを提供しなければ
ならぬ電話というところまで、ひ

ひしと迫つてきておるといふことも事実なんです。これは大臣も認めざるを得ないでしょう。

○村土上務大臣 その御意見については、必ずしも私はあなたと同じ意見は持っておりません。国の全体の財政から、特に地方財政の窮乏をいかなる方法によつて打開するかという大きな問題に直面した場合に、こういうような措置もまたやむを得ないのではないかと、かように思つております。しかもかりに電話の問題等も、これは加入者の相当利益の面からも考へて参りますと、電話を架設された人たちのいささかの負担も、これは申込者の膨大な数と比較いたしますと、これまた多少はやむを得ない点があるのではないかと思つております。しかし私としては、郵政省の立場から申しますならば、でき得る限り早くこういうような納付金を出さないような立場において、その金を少しでも建設方面に回して、サービスの面をよくして参りたいというところは、私の希望するところであり、この点だけはあなたと全く一致しているであります。

○森本委員 だから私が言っているのは、そういうことについては大臣も私の意見も一致している。それができぬということについては、これは内閣全体の今の政策そのものについての、今回の予算の組み方からも、そういうところのしわ寄せがこういう電話にまできていると率直に言つても間違いないでしょう。地方財政がどうのこうの、そういうややこしい答弁をしなくても、私が率直に言っている理屈というものは当然のことでしょう。そういう内閣全体の政策のしわ寄せというものが、やは

り電話の加入そのものについてもきているというところは言わざるを得ないでしょう。

○村土上務大臣 国全体の財政をどこまでも立てていく意味から、地方財政の赤字救済の財源をどこに求めるかというところについては、これはいろいろ議論のあるところだろうと思ひます。それを一部この三公社に求めることが是非かというところについては、これはいろいろ議論はあろうと思ひます。しかしこの場合、こういう納付金の形で一応一部の納付をするのもまた、これ国家財政の立場からいへばやむを得ないのではないかと、私はかように思つております。

○森本委員 ちょっと係官の方にお聞きしますが、こういう法律が一切ない場合においては、東京において電話を加入する場合の設置料は幾らでありますか。

○松田説明員 四千円の装置料と三百円の名義料、それで四千三百円であり

○森本委員 そこで大臣に聞きたいのですが、電気通信法にもはつきりありますが、公社というものによつてそうして電信電話事業の発達を行うというところは、国民大衆の一人々々にあまねく電信電話事業の利益を供するといふ趣旨の目的に従つて、この公社が今日事業を運営しているということは事実でしょう。

○村土上務大臣 その通りであります。

○森本委員 そういうことになると、先ほど八木委員も言われたように、電力とか水道、そういうように日常非常な必需品と、今日電話が一般の国民に

普及しているところの差といふものを考へてみたことがあります。そういう法律の趣旨からいって、国民の一人一人にあまねくサービスを提供しなければならぬといふ一つの定義のもとに、こういうものはやつていくわけですね。その場合、他の生活必需品と比べて電話といふものがどういう格好になつていくかといふことを、あなたは考へたことがあるのですか。たとえば今日の電話といふものは、農村等においては中産階級以上でなければつかなければ、ある程度のサラリーマンにいてもつけないといふ段階にあるけれども、まだまだ電話をつけないといふことは非常に困難な情勢です。私ら民衆は国会議員でも、これは財政上非常に困難な状態であつて、まだ電話もようつけぬといふ状態です。そういうような状態からすると、一般の国民の今実際に収入の非常に少いような大衆に至つては、電話が自分の生活必需品になるというところは、まだまだ遠い将来のことなんです。そういうことについて、大臣は電気等の一般の生活必需品なんかに比べて、電話の差といふものについて考へてみたことがあるのですか。

○村土上務大臣 国民一人々々にまて行くような福祉国家に何年か先にはしなければならぬと思ひますが、現在の段階においては、一人々々にいふようなわけにもいかない性格のものであるとはいふと思ひます。電気の場合とはいささか趣きを異にして、大した必要のない人が料金をかけて電話を求めるといふものではないか。電話はすぐに需要供給の面が出て参ると思ひますが、今日の場合何十万といふ需要

者があるにもかかわらず、それを満たすことのできないような状態でありまして、公社におきましてはこれが需要を満たすために、鋭意あらゆる努力、またあらゆる方法を講じておるような次第であります。私は現段階において国民一人々々に電話が必要であるといふことは、電気の場合と比べたときに、その必要度といふものはいささか趣きを異にしておると思つております。

○森本委員 大臣の言われる点について私も異議を言うわけではないのですが、ただその普及の度合いといふものが、諸外国から見た場合に、われわれの方が非常に劣つておるといふことは事実なんです。一人々々にいふことは今日の段階においては語弊があるにしても、今日の電話の利用者といふものが一定の有産階級に限られておるといふことも、これまた事実なんです。

そういう点から見ると、今説明があつた四千三百円という程度ならば、これは相当広範に行つておるわけなんです。それから今積滞数が何ぼあるのか言つたのですが、要するに中都市で大体六万円程度になると思ひますが、その程度のものを納めても加入できるという、それだけの収入もあり、資格もある人はおります。ところがそれ以外に、私も電話を取りつけない一人ですが、財政的に困難だから取りつけないわけですが、こういう大衆といふものがまだ相当あるわけなんです。そういうことを考へた場合に、こういう負担法といふものを將來すつとやつていかれるといふことになる、一部の限られた者にこの電話の利用が許される、許すよりほかに仕方がないようなことになるのではない

か、その点を私は言つておるわけなんです。こういうものを負担できないけれども、大いに利用するだけの価値もあるし、また利用しなければならぬといふ商売をやつておる人たちがこの積滞数以外にたくさんあるといふことを、あなたは考へてみたかどうかといふことをお聞きするわけなんです。単に積滞数がこれだけではないといふことを私は言つておるわけなんです。私なんか申し込んでないから結局、積滞数以外の人間になるわけですが、そういうものがたくさんおるといふことを、大臣は念頭に置いておられるかどうかといふことをお聞きしておるわけです。

○村土上務大臣 これは負担法といふものがあつて、六万とか八万といふ金を負担しなければ電話が架設できないにもかかわらず、まだ電話要求に応ずることのできないものが何十万もあるという状態でありまして、これを四千三百円といふような安いものにすればこれの数倍の需要があることは、これはあなたと同じように認めます。しかし今日これだけの負担といふものがなければ、現在の国家の財政状態から申しまして、かりにこれを三十万ふやそうと思つても十萬しかふやせない。ですから、どうしてもこの程度の負担を願つて、そして今一応数字に現われている電話の需要の問題を、何とか片づけていきたいと思つております。

○森本委員 もうこれ以上この問題をやつても、あまり進展しないようでありまして、ただ大臣にそういうことを知つていただくだけでも効果があると思つたので、今質問したわけです。これはまたこの次に譲りたいと思ひます。

この法案の細部についてちょっとお聞きしておきたいと思ひます。第三条に被災により滅失している加入電話の加入者の件が出ておりますが、これは電信電話公社の御努力と国民の協力によつて、相当なくなつてきたと思ひますけれども、今日被災電話でまだ未復旧の電話が全国で幾らありますか。

○松田説明員 現在残っておりますのが七万七千ほどでございます。

○森本委員 この七万七千という数字が、どの通信局管内にどれくらい残つておるかという事は、あとで資料でお出し願ひたいと思ひます。

そこで七万七千残つておるといふことを今初めて聞いたわけですが、これもその他と同じように取るいうことは、この法律では前から規定しておつたわけですね。

○松田説明員 前からの規定のまま延ばしますので、料金といひますか、負担する額は若干安くなつております。

○森本委員 被災で未復興の電話については、やはり加入権といふものは前からずっと続いておるわけでしょう。

○松田説明員 加入権は続いております。

○森本委員 そうすると加入権が続いておるにもかかわらず、しかもこれは復旧する権利が一番多くある人なんです、自分は何にも希望しないけれども、戦争といふことによつて犠牲をこゝろした一つの犠牲者ですね。そういう場合に六万円というのを四万円に下げておるけれども、こういうふうになおかつ従来と同じ負担をさせていくといふことについては、あなたたちはちよつとおかしいといふふうにお考えにならないですか。

○松田説明員 確かにおっしゃるような感じのところはございますが、何分この負担をしていただくといふことは、そのこと自体としても先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、あまり感心したことでないのですが、建設を伸ばしていくためには仕方がないといふことでやつておりますし、また被災電話につきましても、現実にはすべて焼けてしまひまして、新しく作ると全く同様な状態で復活していかなければならないものでございますから、若干その額を安くいたしまして御負担願つてゐるというわけでございます。

○森本委員 これは常識でわかることですから、大臣にお聞きしておきたいのですが、その電話は戦争がなくてその町が焼けなかったら、今日そのまゝあるわけですね。そのようなものを今日四万円も出して取りつくる必要はないわけですね。戦争があつたからそこが焼けてしまつて、いまだに復興しておらない。それをたといふ二万円程度下けても、それだけ金を取るといふことはちよつとおかしいのではないですか。これは常識でわかることですか。

○松田説明員 常識で願ひたいと思ひます。

○村上国務大臣 常識はそうでありませうけれども、被災によつて何もなくなつてしまつたのですから、また電話を新しく作つていくといふことになる、そこにはやはり資材その他が相当必要になつて参りますので、これはやむを得ないのではないかと思つております。

○森本委員 被災で何もなくなつたから、それと同じように考えろといふこと

となら別ですけれども、しいて理屈を言へば、土地なんかそのまま残るわけですから、だからあなたが言うように、簡単にみんななくなつたのだから、これもしんぼうしてもらわなければならぬといふことじゃない。これは先にそれだけの権利がはつきりあるわけですね。だから常識的に考えたら、やはりそういうふうによつて、優先的に取り扱うのが妥当じゃないですか。それで大臣、常識で考えて、常識で判断して正しいといふのなら、しいて要らぬ理屈をつけずに、常識で正しい回答をした方が間違ひないのです。この前の郵便貯金の問題でもそうでしょう。正しいと言つても間違つた回答をされてゐることがある。正しいと言つておいて、われわれからあとになって追及されると、その方が正しいのであります。ということがあつた。常識的に正しいなら、常識的にやはり正しいと言ふのが正しいのではないですか。

○村上国務大臣 それはまああなたの御推察におまかせいたしますが、とにかく被災電話については、電話加入申し込みの際の順位について相当考慮が払われておるようでありまして、その点だけは御了承願ひます。

○森本委員 それではこれも一つ大臣の頭の中に入れておいてもらつて、ここで論争をやつたところでコンニャク問答ばかりになりますので、次のときにまたやりたいと思ひます。

それから第六条であつたと思ひますが、「免除することができ」といふ免除規定の内容を、一つ係官の方から説明してもらいたいと思ひます。

○松田説明員 今度改正いたしました趣旨は、従来新しくつけますときにや

りました債券の引き受けの免除に對し、加入の種類の変更をやつた場合にもやはり同じ趣旨の免除をすべきだろつといふことを考えまして、加入電話の種類の変更の場合にも、債券の引き受けを免除するといふことをつけ加えたわけでございます。それとあわせて、従来観念的に申し上げておりました、実際の例はほとんどないことなどございまして、一応第四条の二の第一項の場合の加入電話につきましてもつけ加えたというわけでございます。

○村上国務大臣 この際、昨日の本委員会において、森本委員より大蔵省説明員の説明に關連し、NHKの性格についてお尋ねがありましたのに対してお答えいたします。

私はかように考えております。すなわちNHKは、全国民がまあよく放送の利益を享受するために、特に法律をもつて設立したところの、国民の利益に奉仕することを唯一の目的とする一切の営利性を排除した非営利の公共的放送企業体であると考えます。なおNHKが以前は社団法人であつて、その財産が現在のNHKの基礎になつてゐることが、国有国营形態から現在の姿となつた三公社と相違してゐること、また予算及び財務、職員、身分、労働関係等に関する法律上の制度がNHKと三公社の間に相違のあることは、森本委員のよく御存じの通りであります。大蔵省の説明員の説明も、趣旨においては私の以上の見解と同じことを述べようとしていたもののようにある、こう考えております。御了承願ひます。

○松前委員長 他に御質疑がなければ

本日はこの程度とし、次会は二十二日水曜午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

昭和三十一年二月二十一日印刷

昭和三十一年二月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局